

公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、東京都市計画第一種市街地再開発事業に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、同法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中に本区に対し意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 24 日

千代田区長 樋 口 高 顕

記

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画第一種市街地再開発事業

神田錦町三丁目南部東地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画を定める位置及び区域

千代田区神田錦町二丁目及び神田錦町三丁目各地内（区域面積約 2.5ha）

3 都市計画案の縦覧場所及び意見書の提出先

千代田区九段南 1－2－1 千代田区役所 5 階

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 8 日（木）まで